

第32課 意思表示—瑕疵ある意思表示（詐欺・強迫）

前3課で取り扱ってきたのは、意思表示のうち、効果意思と表示行為の間に不一致があるものであったが、ここで取り扱う「**瑕疵ある意思表示**」とは、効果意思と表示行為の間に不一致はないが、効果意思の形成過程に他人の違法な作用が働いたという問題を伴う意思表示のことである。民法は、第96条において、「**詐欺による意思表示**」と「**強迫による意思表示**」という、2種類の瑕疵ある意思表示について規定している。そして、そのような意思表示をしてしまった表意者を保護するため、いずれの意思表示も取り消すことができるものとした。しかし、詐欺と強迫では以下に述べるように、取り扱いに差異があるので注意を要する。

詐欺とは、人を欺いて錯誤に陥れることである。要するに「騙す」ことであるが、相手を錯誤に陥れようとする意図と、相手に錯誤に基づいた意思表示をさせようとする意図の2つの意図から出た行為である。詐欺は多くの場合同時に**不法行為**（民法第709条）でもあり、また、**犯罪**に該当することも多い違法な行為であるが、詐欺によってなされた意思表示は当然に無効になるのではなく、取り消しうるにとどまる。

強迫とは、人に害意を示して恐怖感を生じさせることである。ここでは、人に恐怖感を生じさせる意図と、その恐怖感に基づいた意思表示をさせようという意図が組み合わさっている。強迫もその多くは不法行為であり、かつ犯罪に該当することが多いが、強迫に基づく意思表示もやはり当然に無効ではなく、取り消しうるにとどまる。

詐欺と強迫は、このように共通点が多いが、詐欺による意思表示の場合は、第三者による詐欺の場合には相手方がそのことを知っていた場合にのみ取り消すことができる点（第96条第2項）と、取り消しを善意の第三者に対抗できない点（第96条第3項）で、強迫の場合と異なる。強迫による意思表示の場合には、第三者からの強迫によるときでも、相手方がそのことを知っていようといまいと、取り消すことができるし、善意の第三者に対しても取り消しをもって対抗することができるのである。この差異は、詐欺の場合には、表意者にも若干不注意な点があることが多いため、事情を知らない第三者や相手方の利益を害してまで表意者を保護する必要がないのに対し、強迫の場合には、表意者には不注意などの責められるべき点がないため、より強く保護すべきであるとする考え方から出たものであるとされている。

1 重要語句

a 瑕疵

「かし」と読む。「傷」あるいは「欠陥」というほどの意味である。日常ではめったに現れない用語であるが、法律用語としては時折登場する（民法では、第570条の「瑕疵担保責任」、あるいは第717条の「土地工作物の瑕疵」など）ので覚えておいて欲しい。

b 詐欺

詐欺は、本文にあるように人を錯誤に陥れるため、錯誤に関する民法第95条との関係が問題となる。これにはかなり複雑な議論があるが、詐欺の結果、表意者が動機において錯誤に陥ったにとどまらず、「要素の錯誤」に陥ったときには、民法第95条の錯誤による無効も主張できると考えておいてよい。

c 強迫

民法では刑法のように「脅迫」とは書かず、「強迫」という文字を使うので注意して欲しい。

強迫による意思表示は、恐怖に基づくという欠陥があるものの、それでもまだ意思表示であるが、加えられた強迫行為が完全に人の意思決定の自由を奪ってしまっているような極端な場合（例えば強盗に刃物を突きつけられてどうしようもない場合など）には、もはや強迫の問題ではなく、意思表示はそもそも成立しないものとして端的に無効である。

d 不法行為

不法行為とは、故意又は過失によって他人の権利を侵害する行為であり、これによってその他人に損害が生じた場合には不法行為者はその損害を賠償しなければならない（民法第709条）。損害賠償請求権の発生という法律効果を生じさせる法律要件のひとつであるが、「事実」であり、法律行為でないことはすでに述べた（第25課参照）。

e 犯罪

詐欺は、刑法上は詐欺罪（刑法第246条）に、強迫は財物や財産上の利益を得たか否かによって脅迫罪（刑法第222条）又は恐喝罪（刑法第249条）に該当することが多い。しかし、いずれの場合も、刑法の定める要件（「犯罪構成要件」という）を満たさなければならないので、民法上の詐欺や強迫の全てが直ちに刑法上の犯罪を構成するとは限らない。